

【ご同意いただく内容】

- ・ 私(譲受人)の年齢は、20歳以上65歳以下です。あるいは66歳以上ですが、自身の身に何かあった際には65歳以下で責任をもって動物の世話を引き受ける方がいます。
- ・ 譲受けるCAに重要な既往歴があった場合はその説明を受け、内容を理解したうえで譲受けを希望します。
- ・ 譲受ける目的は転売や営利又はこれに類する目的ではありません。
- ・ 譲受けにあたり、家族全員の同意が得られています。また、当該CAの飼育によりアレルギー等の健康を損なう恐れのある同居者はいません。
- ・ 居住している物件がペット飼育を許可されている物件であることが分かる規約等を提出します(※飼育場所が集合住宅や賃借物件の場合)。
- ・ 譲受けるCAは終生飼育をはじめ、動物愛護管理法や関連法令等の遵守を行い、遺棄や虐待は絶対に行いません。
- ・ 犬や猫を複数頭飼育している場合、化製場法に基づく申請や居住する管轄の自治体の条例に従い、申請及び届出を行います。
- ・ 長時間、日常的に家人が不在になりません。また、近隣住民に迷惑をかけないよう室内で飼育し、しつけを適切に行います。
- ・ 譲受けるCAが飼えない場所への転居予定はありません。また、仮に転居となる場合でも、CAが適切に飼育できる場所へ転居します。
- ・ 万が一、やむを得ない事情で飼育できなくなった場合、代わりに飼育できる新しい譲渡先を責任をもって見つけます。
- ・ 食餌代、健康診断、予防接種、治療費等、CAを終生飼育するには様々な費用がかかることを理解しており、かつ適正に飼育するための必要な費用を将来にわたり負担することができます。
- ・ 食餌やトリミング等の健康管理、ケージや飼育場所等の衛生管理、ワクチン接種、フィラリア等の予防措置を適切に行います。
- ・ 犬の場合は、狂犬病予防接種と管轄する自治体への犬の登録をおこない、鑑札類はCAに装着します。
- ・ 譲受けたCAの死亡、飼育場所の移転、やむを得ない事情で飼育者を変更する時は譲渡店舗に連絡します。
- ・ 株式会社AHBに故意または重過失がある場合を除き、CAの返還や交換、諸経費の返金、治療に要した費用等は一切請求しません。
- ・ 先天的、後天的問わず、既往症の悪化や譲渡時に判明しなかった疾病、死亡、あるいはそのCAが起因した問題等に対して一切責任を問いません。
- ・ 個体差により、毛色・毛質や体高・体重が標準から逸脱している場合があり、また、ブリーディングを終えたCAは特有の疾病等が見つかる場合があることを理解しております。
- ・ 飼育環境の変化等に伴い、譲受後一時的に風邪や下痢等の体調変化が起こることがあることを理解しています。

※上記「CA」とは、当社で「コンパニオンアニマル」の略称として使用しており、
ここでは『パートナードッグ』『パートナーキャット』を指します。

令和3年4月15日
株式会社AHB